

森友学園の国有地取引に関する公文書改ざん問題について真相解明
を求める意見書

森友学園の国有地売却をめぐる、財務省が14件、約300カ所にわたって決裁文書の改ざんを行っていたことが明らかになった。さらには、これらの改ざんされた文書が国会や会計検査院に提出されていた。

公文書等の管理に関する法律において、公文書等は、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源であるとされており、行政の意思決定過程を残していくのが公文書管理の仕組みである。

このような公文書管理や情報公開の法律・制度は、行政が行っている活動を正しく記録していることを大前提につくられている。今回のように、決裁文書を改ざんしたものが国会等に資料として提出されると、行政が行ってきた活動が適正かどうか議論できず、民主主義の根幹を大きく揺るがす事態となる。

本案件においては、公文書管理の問題だけでなく、こうした事態を招いた政府の運営そのものに問題がある。政府は、改ざんではなく書きかえとし、一部の職員によるものとしているが、問題の重大さに鑑み、財務省内部の調査ではなく、徹底した真相解明をすることを国民は望んでいる。

よって、国会及び政府においては、真相解明の責任を果たすことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月26日
高松市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣

} 宛